

# 魚沼民商だより

2017年  
7月 31日  
第2064号

〒 946-0032

発行 魚沼民主商工会  
新潟県魚沼市板木  
電話 025 (792) 3064  
e-mail: uminsyo@ose.ocn.ne.jp

## 大和・暑気払いBBQは とても大盛況でした

7月19日、大和支部は八海山麓サイクリングターミナルにて、暑気払いBBQ（バーベキュー）大会を9人の参加で盛大に行いました。

大和支部は、地域経済の主役である自営業者の担い手（事業継承者）づくりについて、この間話し合ってきました。その話し合いにより、「まず、若手事業者と事業専従者を誘って、お互い顔見知りになることから始めよう！」から、このような企画を立てました。

すべての会員とその家族から振るって参加していただくことを前提に、対象者（若手事業者および事業専従者）リストをもとに役員が手分けして、参加の呼びかけを強めてきました。

当日、対象者3人（建築・理容・左官）が参加しました。お互い顔見知りだけに商売のことや、地域のことなど、真剣に交流が図られ時間が足りないほどでしたので、場所（第2次会場）を移動し、有意義なひとときを過ごすことができました。



大久保さん（左）から近況報告

## 7月豪雨被災会員へ見舞金を届けています

7月26日現在、7月18日未明から昼頃にかけての集中豪雨による会員の被害状況が明らかになりましたので報告します。

住家の床下浸水（3人）  
店舗・作業場の床下浸水（3人）  
作業場内に土砂が流れてきた（1人）の計7人となっています。いま元気に商売を続けていけるよう、被災された会員を励ます活動として見舞金を届けています。早速、見舞金が届いた会員からお礼の声が寄せられています。

## 新規の建設業許可の申請にチャレンジしています

大和の服部さん（建築）は、ひとりで新規の建設業許可の申請にチャレンジしています。

服部さんは、今春の新旧班長引継会（4月13日）の場で、「建設業許可を取得したい」との声が寄せられました。開業は2014年10月1日から経営業務の管理責任者証明書で事業主としての5年以上の規定に満たされていませんでした。そこで同業者の先輩から「服部さんは、長年お父さんと一緒に仕事をしてきた。お父さんの補佐として条件が満たされているはず、だから許可は取れるのではないの」と話しになりました。

それから、南魚沼振興局に直接足を運び、許可申請ができるのか、できないのか、そしてどのような書類が必要なのか伺いに行きました。職員から「服部さんのお話から、新規で建設業許可の申請することができますね」と太鼓判を押していただきました。また職員から「書類を提出する前に、もう一度当局にお越しく下さい」と懇切丁寧に應對してくださりました。いま民商の援助を得ながら自らの力で許可申請書の書類を作成中です。

## 民商共済会の仲間に加わりましょう！

思いがけない事故、病気で入院給付となり、感謝のハガキが届きました。

「共済に加入して30年、この不況のなか、めでたく祝金を頂くことができました。ありがとうございます。自営業は定年がないのでまだまだ働きたいと思っています。これからも宜しくお願い致します」

「永年症状のなかった持病を発症し入院しました。共済に入っていたことでお見舞金を頂き本当に良かったと思います。ありがとうございます」

あなたも「助け合い」民商共済会の輪のなかへ入りませんか。

①、無条件で加入できます。民商会員とその配偶者は年齢、入院・通院中でも無条件で加入できます。従業員・同居家族も加入できます。

②、仲間が増えれば制度が発展します。免責期間が6カ月です。入院給付日数は連続3日以上の入院日数で、入院給付額が1日3000円です。

2面もご覧下さい！

### 法律相談のお知らせ

日時 8月 17日(木) 午後1時より  
会場 民商事務所  
弁護士 加賀谷 達郎 先生  
(新潟合同法律事務所)  
相談料 3,000円  
※事前の予約制です。早めに民商事務所までご連絡ください。